

## マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！

問 保健福祉課 国民健康保険係  
☎476-1111(135・136)

マイナンバーカードリーダーが設置されている医療機関で、マイナンバーカードの健康保険証利用が、令和3年10月までに利用開始となる予定です。ただし、利用するためには事前にマイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)への登録が必要です。

### ■登録方法

カードリーダーやICチップの読み込みができるスマートフォンをお持ちの方

⇒ パソコンやスマートフォンから直接申し込みができます。

カードリーダーやICチップの読み込みができるスマートフォンをお持ちでない方

⇒ セブン銀行のATMから申し込みできます。

こちらから  
▼



役場保健福祉課国民健康保険係(②番)窓口では申請の補助をしております。利用登録を行いたい方はマイナンバーカードをお持ちください。

### 登録することで利用できるようになるサービス

- 医療機関で健康保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証として利用できます。
- 就職や引越しをしても引き続き健康保険証として利用できます。
- ご自身の特定健診の結果や処方された薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。(令和3年10月利用開始予定)
- ご自身で同意のうえ、医療機関へ特定健診の結果や処方された薬の情報を提供できます。
- ご自身の医療機関への受診・支払った医療費の情報(医療費通知情報)をマイナポータルで閲覧できます。(令和3年11月利用開始予定)

利用できる医療機関には  
こちらのステッカーが  
貼られます



### ⚠️ ご注意を！

1. 健康保険証についてはこれまでどおり発行されますので、そちらもご使用いただけます。
2. カードリーダーが設置されていない医療機関では、従来どおり健康保険証の提示が必要です。
3. マイナポータルへアクセスするには、**利用者証明用電子証明書暗証番号(4桁)**が必要です。
4. 国民健康保険加入・脱退等の手続きはこれまでどおり必要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方はこの機会にぜひお作りください。

マイナンバーカードの作成についてご不明な点がございましたら、役場住民環境課窓口係までお問い合わせください。